

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月27日(2021.5.27)

【公開番号】特開2020-5686(P2020-5686A)

【公開日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-002

【出願番号】特願2018-126597(P2018-126597)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月15日(2021.4.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の条件の成立に基づいて第1の値を計測する第1計測手段と、

第2の条件の成立に基づいて第2の値を計測する第2計測手段と、

少なくとも前記第1の値及び前記第2の値に基づいて、所定の情報を算出する算出手段と、

前記所定の情報を表示可能な表示手段と、

遊技者に有利な特別遊技状態を発生させる確率に関する設定値を記憶可能な第1記憶領域と、遊技に関する情報を記憶可能な第2記憶領域とを有する記憶手段と、

前記設定値を設定可能な設定処理を実行するか否かを判定可能な第1判定手段と、

前記記憶手段に関する異常の有無を判定可能な第2判定手段と、

前記第2判定手段にて、異常値があると判定された場合、所定のループ処理を実行するループ処理実行手段と、

前記第2記憶領域をクリアするためのクリアボタンが操作されているか否かを判定する第3判定手段と、

前記第3判定手段にて、前記クリアボタンが操作されていると判定された場合、前記第2記憶領域をクリアする記憶領域クリア手段と、を備え、

電源投入後、前記第1判定手段により前記設定処理を実行すると判定された場合、前記表示手段に前記設定値を表示可能である一方、

電源投入後、前記第1判定手段により前記設定処理を実行しないと判定された場合、前記第3判定手段による判定よりも前記第2判定手段による判定を先に実行するようにした遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、パチンコ機、アレンジボール機、雀球遊技機、スロットなどの遊技機に関し、より詳しくは、遊技者及び遊技場(ホール)側が不利益となる事態を防止することが

きる遊技機に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

しかしながら、上記のような遊技機は、遊技者及び遊技場（ホール）側が不利益となる事態を防止することができないという問題があった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そこで本発明は、上記問題に鑑み、遊技者及び遊技場（ホール）側が不利益となる事態を防止することができる遊技機を提供することを目的としている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項1の発明に係る遊技機によれば、第1の条件の成立に基づいて第1の値を計測する第1計測手段と、

第2の条件の成立に基づいて第2の値を計測する第2計測手段と、
少なくとも前記第1の値及び前記第2の値に基づいて、所定の情報を算出する算出手段（例えば、図16に示すステップS161、ステップS163、ステップS165～ステップS168）と、

前記所定の情報を表示可能な表示手段（例えば、図7、図8(a)に示す計測表示装置610）と、

遊技者に有利な特別遊技状態を発生させる確率に関する設定値を記憶可能な第1記憶領域と、遊技に関する情報を記憶可能な第2記憶領域とを有する記憶手段（例えば、図9(a)に示す通常用RAM領域600ca、明細書段落[0068]参照）と、

前記設定値を設定可能な設定処理を実行するか否かを判定可能な第1判定手段（例えば、図11に示すステップS12、ステップS13）と、

前記記憶手段（例えば、図9(a)に示す通常用RAM領域600ca）に関する異常の有無を判定可能な第2判定手段（例えば、図11に示すステップS35、ステップS37）と、

前記第2判定手段（例えば、図11に示すステップS35、ステップS37）にて、異常値があると判定された場合、所定のループ処理を実行するループ処理実行手段（例えば、図11に示すステップS36）と、

前記第2記憶領域をクリアするためのクリアボタン（例えば、図7に示すRAMクリアスイッチ630）が操作されているか否かを判定する第3判定手段（例えば、図11に示すステップS38）と、

前記第3判定手段（例えば、図11に示すステップS38）にて、前記クリアボタン（
例えば、図7に示すRAMクリアスイッチ630）が操作されると判定された場合、
前記第2記憶領域をクリアする記憶領域クリア手段（例えば、図11に示すステップS4
0）と、を備え、

電源投入後、前記第1判定手段（例えば、図11に示すステップS12、ステップS1
3）により前記設定処理を実行すると判定された場合、前記表示手段（例えば、図7、図
8（a）に示す計測表示装置610、明細書段落〔0312〕参照）に前記設定値を表示
可能である一方、

電源投入後、前記第1判定手段（例えば、図11に示すステップS12、ステップS1
3）により前記設定処理を実行しないと判定された場合、前記第3判定手段（例えば、図
11に示すステップS38）による判定よりも前記第2判定手段（例えば、図11に示す
ステップS35、ステップS37）による判定を先に実行するようにしたことを特徴とし
ている。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明によれば、遊技者及び遊技場（ホール）側が不利益となる事態を防止するこ
とができる。